

「木材等輸出戦略検討会」開催要領

第1 趣旨

我が国の森林資源が人工林を主体に成熟しつつある中、森林・林業の活性化のためには、日本産木材の需要拡大が必要であり、国内での需要拡大はもとより、海外での市場拡大に取り組むことが重要である。

現在、政府・関係業界が一体となって、農林水産物の輸出促進を積極的に推進しており、木材についてもこの一環として取り組んでいるところである。

しかしながら、木材の輸出については、ノウハウの不足や海外市場開拓への意識が十分に醸成されていないことなどにより、個々の事業体の散発的な取組にとどまっている現状にある。

このため、日本産木材市場の拡大を目指し、日本産木材の輸出に当たっての戦略的な取組方向について検討し、提言を得ることとする。

第2 検討事項

日本産木材の輸出促進のための方策についての検討

第3 運営

1 構成

- (1) 委員は、日本産木材の輸出や対象国の社会・経済情勢等について知見を有する者から林野庁長官が依頼する者とする。
- (2) 検討会は、必要に応じ委員以外の有識者を招請し、意見を求めることができる。

2 座長

- (1) 検討会には、座長を置き、委員の互選によって選任する。
- (2) 座長は、検討会の議事を運営する。
- (3) 座長代理は、あらかじめ座長の指名した委員が行う。

3 議事内容の公表

- (1) 検討会の議事内容は、発言要旨により公表する。
- (2) 公表内容については、必要に応じ委員の同意を得る。

4 庶務

検討会の庶務は、林野庁林政部木材課において行う。

5 その他

この要領に定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項は、座長が検討会に諮って別に定める。